

<報道発表資料>

令和7年10月17日

職員の懲戒処分について

1 事件の概要

当該職員は、令和7年6月7日（土曜日）、所沢市内の飲食店等で飲酒した後、自転車を運転し、走行してきた自動車と接触した。駆け付けた警察官によるアルコール検査の結果、酒気を帯びた状態で運転したことが確認され、道路交通法違反（酒気帯び運転）で検挙された。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県西部環境管理事務所 主事 男性 24歳

処分内容 停職1月

処分年月日 令和7年10月17日（金曜日）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。